

令和6年第5回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和6年9月17日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前11時27分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 総務防災課長    | 堀 賢 一   |
| 企 画 課 長     | 稲 田 欽 也 | 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長      | 小 川 公 一 | こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長      | 片 岡 崇   | 産業観光課長    | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長    | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長     | 稲 田 由紀子 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建 設 課 参 事   | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第66号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 7 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 2 委員長報告 議案第 5 3 号 町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起について

日程第 3 委員長報告 議案第 4 8 号 令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第 4 9 号 令和 5 年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第 5 0 号 令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第 5 1 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第 5 2 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

議案第 5 5 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 6 号 矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 5 7 号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 8 号 矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定について

議案第 5 9 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第 6 2 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 6 3 号 令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 6 4 号 令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 6 6 号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 7 号 損害賠償の額を定めることについて

請願第 2 号 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願

請願第 3 号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願

請願第 4 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願

日程第 4 発議第 3 号 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める意見書の提出について

日程第 5 諸般の報告

日程第 6 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月5日の本会議に引き続き、御苦労さまです。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** ここで、日程第1に入る前に、町長より矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての条例改正案件1件及び損害賠償の額を定めることについての決定案件1件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思います、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせします。この後、直ちに議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様には、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より、議案第66号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第67号、損害賠償の額を定めることについての追加上程がありましたので、これを日程に追加し、以降の日程を変更して直ちにこれを議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、以降の日程を変更して直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第66号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（浅野 毅君） 日程第1、議案第66号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第67号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第66号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の改正は、災害等において管理不適切な空き家等に対し、緊急安全措置を講ずることができるよ

う改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 67 号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

指定管理施設である矢掛屋温浴別館の漏水修繕工事によります温浴施設の休止に係る損失を株式会社矢掛屋に補償するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、この議会に議決を求めるものであります。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 提案理由の説明が終わりました。次に、詳細な内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、議案第 66 号、矢掛町空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

このたびの改正は、管理が不適切な空き家等に対し、災害時などの緊急安全措置といたしまして、町が必要最小限度の措置を講ずることができるように定めるものでございます。

先日の台風 10 号におきまして、管理が不適切な空き家から町道に建材等が崩落し、また、柱等が傾くなど非常に危険な状態となっている事例がございます。このような状況が発生した場合、近隣住民の皆様の安全を確保するため町が管理が不適切な空き家に対し、必要最小限の措置を講じることができるようにする必要があると判断し、この議会に追加提案させていただくものでございます。

資料のほうで説明させていただきますので、資料番号 8 を御覧ください。新旧対照表でございます。表の左側が改正後、右側が改正前でございます。改正前の第 12 条から第 19 条を 1 条ずつ繰り下げ、新たに第 2 条として 1 条加えるものでございます。

改正後の第 22 条第 1 項では、町長は、管理不適切な空き家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害を予防し、又はその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

第 2 項では、町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該管理不適切な空き家等の所有者等から徴収できると規定するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとさせていただいております。

議案第 66 号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君） それでは、議案第 67 号、損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

記の 1 としまして、損害賠償の相手方は、岡山県小田郡矢掛町矢掛 3050 番地 1、株式会社矢掛屋です。

記の 2 として、事件の概要ですが、矢掛屋温浴別館において、令和 5 年 4 月頃より漏水が発生し、その漏水修繕工事を令和 6 年 1 月から 2 月において実施しました。その 2 か月間、温浴施設を営業休止しておりその期間における損失を補償するものです。

記の 3 といたしまして、損害賠償の額は、168 万 6,000 円です。資料番号 9 に額の算定方法を掲載しておりますので御覧ください。額の算出は、令和 6 年 1 月及び 2 月の経常利益と前年同月の経常利益の差額と漏水を感知し得なかった令和 5 年 6 月分の水道料金と前年同月の水道料金の差額の二分の一とし

ております。なお、額については、相手側と十分折衝を重ねておりますことを申し添えます。

議案に戻っていただきまして、記の4のその他として、矢掛町及び相手方は、本件事件に関し、上記損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。ただいまから質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第66号及び議案第67号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、産業福祉常任委員会へ、議案第67号、損害賠償の額を定めることについては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま追加提案された議案が所管の常任委員会に付託されましたので、常任委員会開催のため暫時休憩をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここでお知らせいたします。この後、直ちに産業福祉常任委員会を委員会室で開催し、産業福祉常任委員会終了後、予算決算常任委員会を全員協議会室で開催いたしますので、委員の皆様は御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 委員長報告 議案第53号 町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第2、議案第53号、町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。議案第53号については、秘密会を開いて審議いたしたいと思います。秘密会を開くには、地方自治法第115条の規定により出席議員の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ討論を用いないで可否を決定することに規定されております。よって、直ちに起立により採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立所定数以上〕

**○議長（浅野 毅君）** ありがとうございました。着席してください。ただいまの出席議員は12名であり、その3分の2は8名であります。

起立者は12名であり、所定数以上であります。よって、秘密会を開くことは可決されました。

議員、議会事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人に退場していただくため、暫時休憩い

たします。それでは、該当者の退場をお願いします。休憩。

〔退場〕

〔以下秘密会〕

~~~~~

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 秘密会により退場した者が入場するため、暫時休憩します。休憩。

〔暫時休憩〕

〔入場〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決を行います。議案の性質上、分離して採決を行います。

お諮りいたします。議案第 53 号の訴えの提起案件につきましては、委員長報告はこれを可とするものでありますので、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号、町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 3 委員長報告 議案第 48 号 令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第 49 号 令和 5 年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第 50 号 令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第 51 号 令和 5 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第 52 号 令和 5 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
議案第 55 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 56 号 矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 57 号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
議案第 58 号 矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定について
議案第 59 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第 62 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 63 号 令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 64 号 令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 66 号 矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 67 号 損害賠償の額を定めることについて
請願第 2 号 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願
請願第 3 号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願
請願第 4 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願

○議長（浅野 毅君） 日程第 3、議案第 48 号から議案第 52 号、議案第 55 号から議案第 59 号まで、議案第 62 号から議案第 64 号まで、議案第 66 号、議案第 67 号及び請願第 2 号から請願第 4 号までを一括議題として、委員長報告を行います。

これらは、去る 5 日及び本日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の

順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いします。

それでは、まず、総務文教常任委員長、石井信行君お願いいたします。石井君。

〇８番（石井信行君） 総務文教常任委員会から、９月５日、本会議で付託を受けました条例制定案件１件、請願３件の審査を９月の６日総務文教常任委員会で関係職員、参考人への質疑を行いながら審査を行いました。その概要を報告します。

１つ目、条例制定案件、議案第５８号、矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定についての審査の概要と審査結果を報告します。

審査に先立って副町長から、マイナンバーカードのＩＣチップの空き容量を利用することは、条例制定が必要となる。マイナンバーカードを活用する施策は、矢掛町では最初になる。今回、条例を新規制定するもので、今後は事業が増えるごとに、一部改正で条文に加えていくというふうな補足説明があった後、質疑がありました。

本人の確認のためにどのような利用するのか、顔認証や暗証番号が必要なのか、普及率はどの程度なのか、候補日は実証実験開始に間に合うのかなどの質疑があった後、それからもう一つ、セキュリティは安心できるものなのかというお尋ねもありました。それから、事前予約制とのことだったが、利用時間帯に制限があるのかというお尋ねもありました。それから、福祉タクシーとの兼ね合いはどうなるのか。そういう質疑の後、討論は特にありませんでした。

採決をした結果、全会一致ということで、この議案第５８号は、総務文教常任委員会ですとされました。

２つ目、請願の審査について１つ目ですが、請願第２号、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願について、審査を行いました。審査概要とその結果を報告します。

笠岡工業高校を再編整備の対象から除外した後、更に生徒数が減少した場合について検討しているのかというお尋ね、それから、矢掛高校も同様で、各基礎自治体からそれぞれ同様の意見があった場合に全てを反映させれば県教育委員会が策定した計画が全く進まなくなってしまう。町議会としてその点について理解した上で、検討すべきではないかというお尋ねがありました。それから、土木科については、岡山市、津山市にしかない。そういった点でも、笠岡工業高校の重要性についての指摘がありました。

討論に移りました。討論では、笠岡工業高校がなくなること、矢掛中学校の生徒の進路選択を狭めることになるために、この請願を採択することに賛成であるという賛成討論がなされ、その後、採決を行った結果、全会一致で了となりました。

その後、この発議案の案文について意見が出され、県教委へ求める文末を県教委へ求めるのではなくて地域と共にを加えてはどうかという意見があり、これは議会事務局に一任して文案を作っていただくということになりました。

次、請願第３号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善を図るための、２０２５年度政府予算に係る意見書採択の請願について審査を行いました。

審査には、参考人とともに紹介議員の趣旨説明があり、質疑が行われました。少人数学級は矢掛町では既にある程度クリアしているのではないかと。矢掛町の現状はどうなのかというお尋ね、それから、地域差の分かる資料の内容がもっと必要なのではないかとというお尋ね、それから、働いている課題について教職員の処遇改善や中央教育審議会答申を元に次年度予算案に既に教職調整額の率を上げて計上され

ているということもあり、文部科学省も状況を改善すべく考えているのでしばらく静観しても良いのではないかという意見のようなお尋ねがありました。

討論の中で、この現行の施策の経過観察をするということでこの請願を採択することに反対だっている意見があり、全国の状況に対してはどのような意見を発信していくか、意見を発信することに意義があって発信し続けた先に今回の教職調整額アップがあったのだと思うので引き続き発信していく必要性を感じるのでこの請願を採択することに賛成であるという意見、討論がありました。さらに、この請願は論点が数の問題に偏っているように感じるので、教員の質、世の中全体の価値観に変化が起きているために教育現場での困難さを感じるのではないかと考える。この請願を採択することについては反対であるという討論がありました。

討論終結後、採決を行いました。起立少数で不採択となりました。

請願第4号、最後の請願ですが、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について、審査を行いました。

紹介議員とそれから参考人の趣旨説明の後、質疑がありました。国会議員連盟に申入れをしたのか。それから、地方議会からの意見書によりこの意見が変わるようなことではないように感じるがどうなのかというふうな質疑で質疑終了後、討論を行いました。

この際、私が紹介議員だったので、副委員長と交代し、また元に戻ってまた交代するというのもありました。

それで討論の中で私が言ったんですが、個人の尊厳は日本国憲法の最も重要な部分で法の整備をきちんと行うことでえん罪となっている者の個人の尊厳をどうしても守る必要があるのではないかということで賛同いただきたいという討論を行いました。

採決の結果、起立少数で不採択となりました。

以上で、1つの条例制定案件、3の請願案件の審査概要及び審査結果を報告しました。漏れがありましたら他の委員からの補足をお願いして、総務常任委員会委員長報告を終わります。

〇議長（浅野 毅君） 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君お願いします。田中君。

〇5番（田中輝夫君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました本町条例の一部を改正する条例制定の議案3件について、9月6日に議案審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。個別の質疑応答につきましては会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告をいたします。

議案第55号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、出産育児一時金支給の質疑があり、健康保険法施行令の規定を引用し、出産育児一時金の支給額は48万8,000円と減額するが、同項にただし書として町長が必要と認める時は3万円を超えない範囲で加算すると岡山下で統一したこと。産科医療保険制度に係る保険料があり、制度を利用していない医療機関からは減額するという趣旨があるため、3万円の範囲で加算して50万円に合わせるというものである。実際に必要であった経費が支給額より安価であっても、50万円の支給額を支給すること。

また、ワーキンググループでは、葬祭費についても検討が行われたが、統一された金額と矢掛町の運用金額は同額であったため、葬祭費については変更不要であったことなど質疑応答を行いました。

討論はなく、審査の結果、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致

で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 56 号、矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について、保育料無償化の期間を 3 年間延長する内容であるが、今後の見通し及び令和元年度、令和 2 年度は、こども未来基金から無償化に係る経費を支出していたのに令和 3 年度以降は同基金からの支出がない理由の質疑があり、令和 9 年度まで延長すると 10 年間無償化に取り組むことになる。令和 9 年には、子ども子育て計画の中、中間見通しが予定されているため無償化についても検討することになる。子ども未来基金は、保育料を継続的に無償できるよう積み立てたもので、ふるさと納税が潤沢にあるため活用している。無償化については、情勢を見ながら慎重に判断していく。

また、保育内容の指針を定めるものが、厚生労働大臣から総理大臣に変更となっているが所管省庁が変更になるのかという質疑があり、こども家庭庁の設置に伴い厚生労働省から内閣府に変更になるものであるなど、質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 57 号、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、受給資格者証の申請発行と対象者への通知の仕方及び当該受給者の医療費負担割合について質疑があり、受給資格者証の申請は町に申請書を提出し、町が課税状況・所得状況を確認して該当者に通知する。受給資格者証は毎年 7 月 1 日で更新するもの、医療費は自己負担額が助成になり対象は非課税者となっていることなど質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定については、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

続きまして、本日の本会議で付託のありました、議案第 66 号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、先ほど産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら、慎重に審査いたしました。

議案第 66 号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、空き家等には倉庫は含まれるのか、危険度の判断は？と質疑がありました。空き家等に倉庫が含まれるかは、倉庫が含まれるというふうな回答で、危険度の判断につきましては、管理不適切な空き家等に倒壊・崩落その他著しい危険が切迫し、人の生命・身体又は財産に危害を及ぼし又はそのおそれがあると認める時にその被害を予防するために必要最小限度の措置を講じることができることなど質疑応答を行い、内容確認をいたしました。

討論は無く、審査の結果、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（浅野 毅君） 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

○6 番（原田秀史君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る 9 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 48 号から議案第 52 号までの令和 5 年度決算認定案件 5 件、議案第 53 号、町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起案件並びに議案第 59 号、過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更案件及び議案第 62 号から議案

第 64 号までの令和 6 年度補正予算案件 3 件の審査のため、9 月 9 日から 9 月 12 日までの 4 日間にわたりまして予算決算常任委員会を開催し、全委員出席の下、町長、副町長、教育長、病院管理者のほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、御報告いたします。

まず、議案第 48 号、令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定の審査については、初めに所管ごとの審査概要、その後、議案の審査結果を御報告いたします。

まず、一般会計のうち、税務課所管では、滞納者に対する対応、市場調査について、農業機関に係る課税徴収状況、町民税固定資産税増の要因についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、町民課所管では、公害対策費の検査委託料、LED 防犯灯更新補助金交付事業及び二酸化炭素排出抑制対策事業の執行状況・次年度以降の取組、マイナンバーカードの申請実績、健康保険証との紐付けについての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、教育課所管では、学力調査委託料の内容、指定文化財の今後の取組方針、遠距離通学補助金及び就学援助の援助費の内容、美術館費の対話型鑑賞会の検証結果、各小学校プールの今後の利活用、毎戸遺跡調査の今後の見通し、中学校ジャズバンド部への補助金の概要、小北中学校組合負担金、総合型スポーツクラブの事業検証、お楽しみ給食食材補助事業についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、総務防災課所管では、法制執務支援委託料の概要、委託料の妥当性、広報紙の全戸委託を社会福祉法人への委託、消防団員出動報酬の支給方法、戸別受信機の受信確認についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、旧企画財政課所管では、協働のまちづくり推進費の報酬の使途、買物実証実験結果の令和 6 年度での活用、特産品ブランド化事業委託料、地域おこし協力隊員の実態、ふるさと創生事業補助金の補助対象事業の活用についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、議会事務局所管では、旅費の算定方法改定の検討について質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、福祉介護課所管では、老人福祉費の拠出金の詳細、矢掛寮の現状等、重層的支援体制整備事業の進捗状況及び課内での支援体制整備状況、シルバー人材センターの運用状況、障害者就労支援所の経営状況、中核機関業務委託事業の詳細及び町民への周知についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、旧健康子育て課所管では、放課後児童クラブの今後、ヤングケアラーの実態調査に基づく該当児童への支援状況、認可外保育施設等利用給付金の給付状況、妊婦子育て相談ステーションの活動結果からの検証、産後ケア事業の利用状況についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、建設課所管では、河川維持費の悪水路浚渫管理委託料の見直し、都市再生整備員費の委託料の委託先、空き家実態調査の結果及び検証、ふるさとの川リフレッシュ事業費の減額理由及び実施場所と件数、民間賃貸住宅等建設補助事業の事業実績についての質疑応答がありました。討論はありませんでしたが、賛成多数で賛成でした。

次に、産業観光課所管では、駐車場システムセンター利用料の時間管理、とっとりおかやま新橋館に

おける矢掛町の出品物、ふるさと支援センターの利用状況、商品開発等支援事業補助金の成果と検証結果、有害鳥獣駆除事業での新たな団体の組織状況、観光ガイド養成委託料、有害鳥獣防止柵設置事業の事業実績、移住定住お試し住宅の利用状況、まちづくり地方創生事業の今後についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、地域開発事業特別会計及び各財産区特別会計では、質疑、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、介護保険特別会計では、介護保険給付等費用適正化事業の実態、介護予防・生活支援サービス事業費の内の負担金、補助金の不用額について質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、国民健康保険特別会計では、医療費適正化対策の調査結果及び高額医療費の分析結果、国民健康保険税の収入未済の原因及び支払準備金の現状、医療費と後発医薬品医療費の差額通知の効果及び使用率についての質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で賛成でした。

次に、後期高齢者医療特別会計では、還付未済の現状及び対策についての質疑応答がありましたが、討論はなく、全会一致で賛成でした。

所管ごとの審査終了の後、議案第 48 号での討論では、かわまちづくり事業について、いくつか疑義がある部分があるため賛成できないとの反対討論、また、各課・各会計が町民需要に沿った事業を行っている中で適正補正要求を行いながら、適正に各事業を進めていった様子が分かるとの賛成討論がありました。審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第 49 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでは、未収金に関すること、設備投資による効果及びその事による収支のバランス等の経営状況、緊急搬送、病床体制について質疑応答がありましたが、討論はなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第 50 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでは、事業効果及び経営状況、入所者の状況についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 51 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでは、未収金及び施設の点検状況、今後の経営方針についての質疑応答がありましたが、その後の討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでは、合併浄化槽と公共下水道の利用者負担の公平性、料金改定に向けてのスケジュール及び施設の更新事業、公共下水道区域内の合併浄化槽から公共下水道への接続についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 59 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてでは、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 62 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算(第 2 号)についてですが、民生費では、こども園施設整備工事費及び施設整備工事費の内訳、また、老人保護措置費の減額理由、商工費では、高草家基金事業補助金の詳細及び損失補償金の内容、衛生費では、带状疱疹予防接種助成金の内訳、農林水産費では、畜産振興費の修繕料の受益者負担及びかんがい排水費の内容、また、ため池工事の状況、土木費では、定住促進助成金の内訳及び管理不全空き家対策費事業補助金、また、かわまちづくり事業の内容についての質疑応答があり、おおむね需要に応じた対策としての予算であるとの賛成討論がありま

した。審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 63 号、令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてでは、県支出金、特別調整交付金分の減額理由についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 64 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についてでは、質疑、討論はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

続きまして、本日、本会議より付託を受けました議案第 67 号、損害賠償の額を定めることについての審査では、損害賠償額の内訳、算定方法、工事の経緯について質疑応答がありました。討論では、契約上必要な措置でとの賛成討論がありました。審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要及び結果です。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(浅野 毅君) それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浅野 毅君) なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8 番石井君。

○8 番(石井信行君) 8 番石井信行です。議案第 48 号、令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、反対討論を行います。

かわまちづくり事業費 1 億 1,607 万 5,000 円が執行されています。周遊加速化業務では 4,433 万円が、矢掛町魅力可視化促進ツール導入調査検討委託業務では 4,103 万円、合計 8,000 万円何がしかの予算が執行されています。

その周遊促進化業務の中の電子チケット調製企画、電通西日本岡山支社の見積書によれば 310 万円、チケットシステム及びデータ連携部の開発 450 万円、計 760 万円となっています。電子チケットの実績として発行枚数 48 枚、チケット利用枚数 47 枚、電子チケットの利用額は 2 万 3,500 円。500 円掛ける 47 になりますか。見積もりの段階で矢掛町側は電通西日本の想定利用数はいくらだと考えているのかを聞いているはずですが、利用数が少なくなったとすれば実績が減ったということですから、変更契約をしなければならないはずですが、それがどうなったのかも定かではありません。クーポンによる代金の支払い、最終的に電通がすることになっているわけですから実績型の委託であると言わざるを得ないのではないのでしょうか。申し込み内容は e-bike3 時間プラス矢掛魅力体験チケット 1 枚 1 件、e-bike5 時間プラス矢掛魅力体験チケット 2 枚 15 件となっています。

しかし、先ほど申しました電子チケットの発行枚数とチケットの利用数との整合性がちょっとハッキリしません。

それからもう一つ、可視化促進ツールの運用ですが 4,103 万円、これも電通西日本の見積書によると、ふるさと納税で調査企画 165 万円、導線用機器設置中継サーバー開発及びデータ連携部の開発 510 万円、計 675 万円が計上されており、実質、実績詳細を見ると現地型ふるさと納税導入実証として、内容は e-bike2 台 5 時間レンタルとなって、納税額が 1 万円となっています。矢掛魅力体験チケット電子チケットの付属なしで、建設課の説明によれば、この周遊促進加速化業務もそれから矢掛町魅力可視化促進ツール導入調査検討委託業務も共に業務委託契約の内の委任契約だから、請負契約と違って成果物の納品

—— 仕事の完成というふうに言われました、目的とし、成果物に対して報酬が支払われるものではなくて、受託者が法律行為を遂行することに対して報酬が支払われる。つまり、委任契約の場合、業務をどのように遂行するかは委託者に任せられ、受託者は、善良な管理者の注意を持って委任事務を処理する事業という説明でした。

しかし、現状はふるさと納税の返礼品の支払いは電通がすることになっており、実績型委託になるのではないかと思いますし、先ほど言いましたように見積額 760 万に対して実績額は 2 万 3500 円、2 の場合は見積額が 675 万円に対して実績 1,000 万。これちょっといろいろと疑問な点があるんですが、両方で 1,435 万円の支出で 2 万 3,500 円のこの収入が入ってきたという形になっていると思います。

業務をどのように遂行するかは受託者に任されていると言いながら、電通の実績報告内容はあまりにもいい加減な内容ではないかという感じです。

建設課からの説明では、実証実験だから失敗は許されないのかということになれば何も新しいことが始まらない。さまざまな実証実験を経て新しいものが生み出されるので、今後に生かしていきたいという話でした。決算審査の採決の後から個人的に伺った内容です。

私は、予算決算常任委員会の討論で、質問した回答もないのに賛成反対と判断する材料がないと反対討論しましたが、2 つの業務委託契約で 8,536 万円を使われました受託者電通西日本岡山支社は、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を果たしているのか、大いに疑問です。今まで述べたように、公金が湯水のように使われていることは到底町民の納得を得られるものではないと思います。

以上、かわまちづくり事業の業務委託内容の一点を持って、議案第 48 号に対する反対討論とします。

○議長（浅野 毅君） 議案第 48 号について、いま討論がありましたが、そのほか討論はありませんか。

○6 番（原田秀史君） それでは、議案第 48 号、令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてに賛成の立場から討論を行います。

令和 5 年度の一般会計において、歳入面では、ふるさと納税の増額により自主財源が前年度比 2.02 ポイント増及び国・県の付交付金、補助金、また、償還時有利な過疎債を活用することで、前年より約 5 億 800 万円の増収を図り、歳出面では、買い物バス実証実験や民間賃貸住宅等建設補助金事業などの新規事業、また、認定保育園等の無償化事業、住宅リフォーム事業補助金事業の継続など町民のニーズに対応し、その中で約 3 億 7,600 万円の黒字決算は評価することができるものであります。

このような観点から、私は議案第 48 号に賛成をいたします。

○議長（浅野 毅君） はい、ほかに 48 号についてはございませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。その他の議案に対する討論はありませんか。8 番石井君。

○8 番（石井信行君） 請願第 3 号の請願なんですが、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について、賛成討論を行います。

3 月の矢掛中学校の卒業式に参加された皆さんは、二人ずつ並んで入ってくる卒業生のあちこちに一人だけで入学してくる生徒を目にされたと思います。卒業式にも参加できない生徒が多数いました。

2022 年度、全国では、小・中学校・高校合わせて 35 万人を超える児童生徒が不登校として報告されています。この数字は、近年増加の一途をたどっており、今後も更に増えるだろうと言われています。全国レベルの不登校出現率が矢掛町でも存在しているということです。

子どもが学びの場としての学校へ行けなくなっている、行かなくなっているっていうことは、学校が子どもの学びの場として、居場所として、息苦しいものになってきているということではないかと思います。

なぜ、こうなってきたのか。予算決算の場でお尋ねしました。学力テストの調査委託料は、東京書籍に委託されており、小学校の2年生、中学校1年生の町独自のテストを委託しているということでした。

このほかに、県独自のテストがあります。文科省の全国一斉の全員がやる悉皆テストは、小学校6年生と中学校3年生にあります。そこで、全国平均と比べて上か下か、各都道府県が競わされ、各学校が競わされ、各教師も競わされ、知りたいと思う、そういうことは調べればわかることを、どれだけ覚えているか、これを問い、それに答られなければ評価が低くなる。世界の子どもの中で自己肯定感が最も低いのが、残念ながら日本の子どもたちになりつつあります。

夢や希望が育てられていないのではないか。友達同士で学び合う、分かり合う喜びを、そして自分たちの成長を喜び合える、そんな場所に学校がなっていないのではないか。そのことが、自己肯定感を育てられずに、自信のない社会人として社会に巣立っていつているのではないか。子どもたちが希望を持って生き抜けるような、一人ひとりの良さを弱さも含めて認められる学校でこそ、子どもたちは心を開いて学び合うことができるのではないかと私は思います。

教職員の精神疾患、大学生の教職希望の無さも学校での生き辛さを表している一つの数字だと思います。

矢掛町は35人学級、30人学級ができているとは言われますが、一学級の定数を今よりも下げることによって、全国の教職員数が大幅に増えます。その中で、支援学級の教職員、専門職員も増えることになります。

これからの日本を担う若者を育てるシステムを、希望の持てるシステムにしていけるのではないのでしょうか。定数法の改定、予算の増が根本的に必要です。日本は沈みつつある社会になっている。これを上向きにしていくには、児童生徒の発達保障は欠かせないのではないのでしょうか。

少人数学級の拡充及び教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願に、ぜひとも御賛同をお願いして、請願第4号への賛成討論とします。

○議長（浅野 毅君） 第3号ではないですか？

〔8番石井信行君「第3号でした。ごめんなさい。間違えました。」と呼ぶ〕

○議長（浅野 毅君） 3号はございませんか。9番花川君。

○9番（花川大志君） 委員会の審査に賛成、すなわち本請願の採択に反対の立場から討論を行います。

本請願の趣旨は意見書採択の前提で、請願書にあるとおり、一. 35人学級の早急実施及び少人数学級への検討、二. 働き方改革、長時間労働縮減の実現を目標とした教職員定数改善の推進、三. 国の基準を下回ることのない加配削減の実施阻止、四. 教職員の新規採用の持続的確保と専門性を担保し、これら処遇改善に対する財政措置を講じることを国に対して求める内容でありました。

まず、本町の行政教育行政の実態は一部を除き、すべからくこれらの内容に十分対処したものであり、要望の意義がないこと、また、全国の各自治体には、本町に勝るとも劣らない教育現場への取組を実施している実例があると推察するわけですが、その努力を考慮せず、本町議会として十把一絡げに括り要望することに合理性を感じないこと、また、財政措置については国の専権事項であることに鑑み

れば、基礎自治体議会としてかかる意見書の採択には否と言わざるを得ません。

さらに、文科省所管の中教審特別部会が取りまとめた対策案を見ると、教職調整額は現行の4パーセントから10パーセント以上に改定し、教科担任制度を現行の5年生・6年生から3年生・4年生への拡大、また学級担任への手当増額、さらに、1年目の新任教員は学級担任にせず教科担任とする措置、さらに、いじめ・不登校専任の生徒指導担当教員を今後4年間掛けて日本の全公立中学校に配置するなどの施策を予算措置共々2025年通常国会に提出することとなっていると聞き及んでおります。

当然ながら予算案の通過可否は予測できませんが、少なくとも国は、当該意見書がこの請願で訴えられる内容に対する措置案を策定している現在、この結果を待つべきとの考えから、この意見書の採択に反対するものであります。

○議長（浅野 毅君） はい。請願3号はほかにありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

その他の議案に対する討論はありませんか。8番石井君。

○8番（石井信行君） 請願第4号について、賛成討論を行います。

これは、再審法と言われているもので、刑事訴訟法の再審規定の改正の意見書の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

刑事訴訟法（再審法）の二つの不十分さをまず言わなければなりませんが、えん罪事件を担当している弁護士に伺いました。日本国憲法は主権者である国民一人ひとりの尊厳を最も大事な人権の基礎として位置付けているということ。

ある事件の容疑者として逮捕されたり、任意同行と言いながら半強制的に連行されて取り調べを受ける段階で警察は執拗に自白を求め、自分がやったと言えさえすればすぐにでも家に帰れると誘導尋問によって自白をさせる事件がほとんどだそうです。一旦自白するとそれを手掛かりとして警察・検察の作ったシナリオに沿った形で調書が作られ、本人に判子を押させ、証拠もシナリオに沿って捜査され、裁判ではこの調書が大きな役目を果たしてきています。

懲役刑や死刑などの判決が確定し、刑が執行されている段階、刑が執行される前の段階で、やっと自分はやっていないのになぜこんな目に遭わされなければならないのかと我に返り、今まで警察や検察の言いなりにさせられてきたことに立ち向かえるようになる。これには多くの時間を要するそうです。

えん罪事件として無実の人が裁判のやり直しを求める裁判で、再審決定が行われても、再審裁判では今まで使った証拠は一切使えませんから新たな証拠を集めなければなりません。膨大な人手と費用が掛かるそうです。

そのうえ、検察が被告側が求める証拠を意図的に隠し、証拠を捏造する若しくは被告側の証拠提出要求に対し、ありませんと突っぱねる場合がほとんどだそうです。

裁判官が被告側の提出要望が最もだと判断した場合に限って、裁判長が検察側に証拠提出命令を出せば、証拠が出される場合がたまにあるという状況だそうです。

さらに、再審裁判で無罪判決が出されたとしても、検察側は上告しさえすれば、また新たな上告審裁判が継続し、長い年月が掛かってしまいます。

袴田事件の場合は、既に、事件発生から58年が経過しており、袴田被告は既に公判に耐えられない健康状態になっています。無罪要求は全く変わりません。お姉さんが被告代理として出廷しています。

刑事訴訟法の中に、検察側の証拠提出義務規定がないことと検察側の上告が無制限になっていること、この二つの問題があります。

この二つの部分を改正して、えん罪事件を少しでも減らし、個人の尊厳を守ろうという運動が全国に広がっています。超党派の国会議員 380 名の再審法改正（刑事訴訟法の再審規定改正）を目指す議員連盟が結成されています。

再審法改正を求める議会は 333 議会、全国で。岡山県でも瀬戸内市、赤磐市、総社市、浅口市、新見市、備前市、和気町、奈義町、久米南町、鏡野町、吉備中央町、里庄町、早島町の 13 市町村が意見書採択しており、真庭市、玉野市、西粟倉村の 3 自治体が継続審査になっております。矢掛町も、他の自治体と共に刑事訴訟法の再審規定の改正を求めて、今もえん罪に苦しむ人々の人間としての尊厳が 1 日も早く取り戻せるように声を挙げようではありませんか。

刑事訴訟法再審規定の改訂を求める国会議員連盟に賛同して、国会での再審法改定審議が速やかに実施されるように働き掛けていこうではないですか。

個人の尊厳を守るということは、夫婦別姓を選ぶことができなくなって困っている人、非正規の枠で不平等な働き方を強いられている人、学びに向かえず家で苦しむ児童生徒、貧困の連鎖から立ち上がれずにいる人、そして今を生きる我々一人ひとりがどれだけ人として大切にされているかを見直す問題でもあるのではないかと考えています。

ぜひとも、御賛同くださることをお願いして、請願第 4 号の賛成討論とします。

○議長（浅野 毅君） そのほかございませんか。9 番花川君。

○9 番（花川大志君） 委員会の審査結果に賛成、すなわち本請願の不採択の立場から討論を行います。

再審法の規定が少ないことなど制度に構造的な問題がある上に、裁判所が行う審理に協力する立場の検察官に再審開始決定に対する不服申し立てを認める必要はないとは考えますが、同問題はまず、立法院で議論すべきものであり、既に国会においても超党派の議連が存在していると承知しております。同議連には、当然ながら代議士も多く加盟しているとのこと。我々有権者が意思を託して 1 票を投じ、国会へ送り出している代議士に対して、議会としてなお、意見書を送ることに合理性を私は感じません。

また、この問題は法曹界の機能の問題でもあり、三権分立の大原則のもと、司法と立法は相互に干渉が許されず、よって地方議会といえども、私は議員として、司法・立法それぞれの組織でこれは改定なされるべき課題であると考えますので、意見書の採択には合理性を感じず、もって不採択としたいと考えます。

なお、絶対えん罪はあってはならない過誤であることに異存はなく、本請願の不採択はこれに反するものでも看過するものでもなく、一刻も早く司法・立法が適正な判断を下すことを願うものであることを付け加えます。

○議長（浅野 毅君） 請願 3、4 号と今討論がありました。請願 4 号については、ほかにありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） そのほかの議案に対する討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案の性質上、議案第 48 号、請願第 3 号及び請願第 4 号については討論

がありましたので、討論のなかった案件からそれぞれを分離して採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論のなかった議案第 49 号から議案第 52 号までの決算認定案件 4 件、議案第 55 号から議案第 58 号まで及び議案第 66 号の条例制定・改正案件 5 件、議案第 59 号の計画変更案件 1 件、議案第 62 号から議案第 64 号までの補正予算案件 3 件、議案第 67 号の損害賠償の額の決定案件 1 件、請願第 2 号の採択案件 1 件の計 15 件につきましては、委員長報告はこれを可とする又は採択するというものでありますので、それぞれの委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第 50 号、令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第 51 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第 52 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、議案第 55 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 56 号、矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について、議案第 57 号、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第 58 号、矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定について、議案第 59 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第 62 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について、議案第 63 号、令和 6 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 64 号、令和 6 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 66 号、矢掛町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 67 号、損害賠償の額を定めることについて、請願第 2 号、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願は、それぞれ原案のとおり認定、可決、採択されました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第 48 号、令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてに対する委員長報告はこれを可とするものでありますが、先ほど、反対賛成それぞれの討論がありましたので、議案第 48 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 48 号、令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（浅野 毅君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 48 号、令和 5 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、討論のありました請願第 3 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第 3 号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願に対する委員長報告は、これを不採択とするものでありますが、本案件に対し先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

請願第 3 号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（浅野 毅君） 起立少数と認めます。よって、請願第3号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願は、不採択と決しました。

次に、討論のありました請願第4号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第4号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願に対する委員長報告は、これを不採択とするものでありますが、本件に対し先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

請願第4号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（浅野 毅君） ありがとうございます。御着席ください。起立少数と認めます。よって、請願第4号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願は、不採択と決しました。

お諮りいたします。ただいま、請願第2号については石井君ほかの皆さんから意見書の提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、以後の日程を変更して直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、以後の日程を変更して直ちに議題とすることに決しました。議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 発議第3号 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める意見書の提出について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第4、発議第3号、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める意見書の提出についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長に発議案を朗読させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 失礼いたします。

岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める意見書。

岡山県教育委員会は、平成31年（2019年）2月に、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画を策定

し、中長期の高等学校教育の方向性が示された。その中では、高等学校の配置の適正化について示され、再編整備の項目では、再編整備基準を示している。

岡山県立笠岡工業高等学校では、1年生の生徒数が、2023年度では99人、2024年度では96人となり、整備実施計画で示されている再編整備の対象となった。

笠岡工業高校は、昭和19年4月に、機械科の定員60名で設置され、これまでの間、1万3,000名を超える卒業生を送り出している。戦後の復興期、高度経済成長期、安定成長期を経て現在に至るまで、矢掛町内をはじめ井笠地域、岡山県内、福山市などの備後地域の企業に多くの人材を輩出している。現状においても、民間企業の求人状況を見ると、就職希望者数の32倍を超える求人数2,100件超が全国からあり、令和5年度には岡山県内、福山市内、そして関東地方と広範囲にわたり就労している状況である。

また同校は、電子機械科、電気情報科、環境土木科の3科を擁し、多様な人材を育成している。特に環境に配慮できる土木技術者の育成を目指す環境土木科の土木系学科は、倉敷市以西の岡山県西部地域はもとより、広島県東部地域においても設置されている高校はなく、全国的にみても特色のある学校の一つでもある。

井笠地域だけでなく、広範囲にわたる地域に求められている人材の育成を担う、笠岡工業高校の再編整備について、地域の実情を考慮し、矢掛町を含む井笠圏域のこれからの未来を担う子どもたちが成長し、自身が目指す多様な進路選択を狭めることがないようにするために、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から、岡山県立笠岡工業高等学校を除外するとともに、時代の進展や社会のニーズに対応した特色ある学科を設置し、地域と共に学校の魅力と活力を高めることを岡山県及び岡山県教育委員会に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年9月17日、岡山県矢掛町議会議長、浅野 毅。提出先といたしまして、岡山県知事、岡山県教育委員会教育長。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 発議案の朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第3号は原案のとおり措置することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、発議第3号、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

~~~~~

日程第5 諸般の報告

○議長（浅野 毅君） 日程第5、諸般の報告を行います。

町長からの報告事項がありますので、これより報告をしていただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） はい。それでは、報告第13号ということでお知らせをさせていただきます。広報紙紹介動画“広報やかげの部屋”の配信開始について、御報告を申し上げます。

毎月発行しております、まちの広報紙“広報やかげ”は、町として町民の皆様に知っていただきたい情報を毎月掲載させていただいております。これは、毎月毎月、担当職員が力を注いで作成し、去年は県下自治体でも優れた広報紙として表彰も受けました。そして、県内でもまれなダイレクト配送を行って全世帯にお届けさせていただいておりますが、残念ながら実際に読まれているのはまだまだ少ないというふうに認識しております。もっと多くの方々に目を通していただきたい。そんな思いから、かねてより考案しておりました、広報やかげの内容を紹介する動画の配信が9月号から実現いたしました。9月19日から矢掛放送での放映に先駆けて、まず、矢掛町公式YouTubeで先行公開しております。そして、今後は、毎月広報やかげの発行日に合わせて矢掛放送と矢掛町公式YouTubeで配信してまいりますので、ぜひ御覧ください。

動画をきっかけといたしまして、実際に広報やかげを手にとって読んでいただいて、そして、そうした方が増える。矢掛町の今をより多くの方に知っていただく。町政をより身近なものに感じていただけますよう取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（浅野 毅君） 町長からの報告が終わりました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第6 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第6、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の各委員長から会議規則第74条の規定により、お手許にお配りしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第5回矢掛町議会第3回定例会を閉会といたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、第5回矢掛町議会第3回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶がございます。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和6年第5回矢掛町議会第3回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定や補正予算などのほか本日追加提案をさせていただきました議案を含め計25議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定いただきまことにありがとうございました。議案審議並びに一般質問などで賜りました御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、一昨日は合併70周年記念矢掛町民運動会が盛大に行われました。町民の皆様の親睦の輪が一層広がったすばらしい大会になりました。御来賓の方々、そして御参加いただきました多くの町民の皆様にお礼を申し上げますとともに、開催にあたり熱意をもって取り組んでいただきました体育協会、スポーツ推進委員の方、委員会の方をはじめ御協力いただきました自治会、公民会、学校関係者の皆様、さらにはシニアクラブ、消防団、町内スポーツ関連団体の皆様に心より感謝を申し上げます。

今年度事業につきましては、こうした記念事業も含めまして引き続き円滑に進めて行く所存でございます。

また、上下水道料金や国民健康保険税の料金改定の検討につきましては、一般質問でも申し上げましたが、来年度に向けて十分検討を重ね、最善を尽くしてまいります。そして、引き続き町民の皆様のニーズを反映した施策、町民の皆様に寄り添う施策の展開を図ってまいりますので、議員の皆様に置かれましては一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（浅野 毅君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後13時ちょうどから議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には3階議会全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前11時27分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員